広島県告示第千九十五号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の三の規定によって、広島県の等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとの職員の数を別冊のとおり公表する。

令和八年十一月二十六日

広島県知事　横　田　美　香